<u>新見市重度心身障害者医療費給付条例施行規則(平成17年新見市規則第99号)</u>の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この規則は、<u>新見市心身障害者医療費給付条例(平成17年新見市条例第129号。以下「条例」という。)</u>の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担上限月額)

- 第2条 <u>条例第4条第1項</u>の規則で定める額は、<u>別表第1</u>に定める受給資格者の区分(以下「所得区分」という。)に応じ、<u>別表第2</u>に掲げる額(以下「負担上限月額」という。)とする。
  - (一部負担金の減免)
- 第3条 <u>条例第4条第3項</u>の規則で定める特別な理由は、<u>条例</u>による給付を受ける者の属する世帯の主たる生計維持者(療養を受ける者が市町村国民健康保険の被保険者又は<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)</u>の規定による後期高齢者医療制度の被保険者であるときは世帯主、被用者保険又は国民健康保険組合の被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であるときは被保険者、加入者又は組合員とする。)がおおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、<u>条例</u>の定めるところにより当該市民税を減免され、又は<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項</u>に規定する要保護者である者(<u>同法第6条第1項</u>に規定する被保護者又は一部負担金の減免により<u>同法</u>の規定による保護を要しないこととなる者をいう。以下同じ。)となった場合とし、市民税が課されていない者又は要保護者である者が、おおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当した場合も同様とする。
  - (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合
  - (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により著しく収入が減少した場合
  - (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した場合
  - (4) 重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院した場合
  - (5) その他前各号に準ずるものとして市長が認めた場合

(受給資格証の交付等)

- 第4条 <u>条例第5条</u>及び<u>第6条第3項</u>の規定による申請は、心身障害者医療費受給資格証(交付・更新)申請書(<u>様式第1</u> <u>号</u>)に医療保険各法による被保険者証を添えて行うものとする。
- 2 市長は、<u>前項</u>の申請書の提出を受けたときは、その適否について審査を行い、適当と認めた者については、心身障害者医療費受給資格証交付台帳(<u>様式第2号</u>)に記載し、加入保険により区分して心身障害者医療費受給資格証(<u>様式第3号</u>。以下「受給資格証」という。)を交付し、申請を不適当と認めた者については、心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第4号)により当該申請者にその旨通知するものとする。
- 3 <u>条例第6条第3項</u>の規定による受給資格証更新の申請は、その有効期間満了日までに<u>第1項</u>により行うものとし、 更新申請を不適当と認めた者については、<u>前項</u>の規定により通知するものとする。

(一部負担金の減免の手続等)

- 第5条 <u>第3条</u>の規定に該当し、一部負担金の減額又は免除を受けようとする者は、心身障害者医療費一部負担金減免申請書(<u>様式第5号</u>)を市長に提出し、心身障害者医療費一部負担金減免証明書(<u>様式第6号</u>)の交付を受けなければならない。
- 2 <u>前項</u>の規定による証明書の交付を受けた者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、 診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に対し受給資格証とともに当該証明書を提 出しなければならない。
- 3 市長が<u>第1項</u>の規定による証明書の交付をしたときは、心身障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿(<u>様式第7</u> <u>号</u>)に記録し整理するものとする。

(医療費の支払)

第6条 <u>条例第10条第1項</u>に規定する医療費の審査及び支払いに関する事務は、岡山県国民健康保険団体連合会又は 社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。

(医療費の支払の特例)

- 第7条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 岡山県外の医療機関等で療養を受けた場合
  - (2) 医療保険各法に規定する療養費の支給の対象となる療養を受けた場合
  - (3) 医療保険各法に規定する移送費の支給、家族移送費の支給の対象となる移送を受けた場合
  - (4) <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</u>又は<u>高齢者医療確保法</u>に規定する被保険者資格証明書を提出し療養を受けた場合
  - (5) 受給資格者が医療機関等に対し支払った同一の月における<u>条例第4条第1項</u>の規定による一部負担金の合計 額が負担上限月額を超えた場合

- (6) 岡山県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち別に定めるもの以外のもの又は岡山県外の市町村が 行う国民健康保険の被保険者及び岡山県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高 齢者医療制度の被保険者が療養を受けた場合
- (7) その他市長が必要と認めた場合

(医療費給付申請の方法)

- 第8条 <u>前条第1号及び第6号</u>に規定する給付を申請する場合は、心身障害者医療費給付申請書(<u>様式第8号</u>。以下「給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収証を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が<u>同</u>条第1号に規定する給付を受ける場合は、申請を要しない。
- 2 <u>前条第2号</u>から<u>第4号</u>までに規定する給付を申請する場合は、給付申請書に保険者が発行する通知書又は証明書 (<u>様式第9号</u>)を添付して行うものとする。ただし、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の 被保険者が<u>同条第2号及び第3号</u>に規定する給付を受ける場合は、申請を要しない。
- 3 <u>前条第5号</u>に規定する給付を申請する場合は、心身障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書(<u>様式第10号</u>。 以下「差額給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する一箇月分の領収証を添付 して、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるときは、当該領収証の添付を省略することができ る。
- 4 <u>前条第7号</u>に規定する給付を申請する場合には、別に市長が定めるところにより、<u>前3項</u>のいずれかの方法により、市長に申請しなければならない。

(医療費給付の決定等)

第9条 市長は、<u>前条</u>の規定による給付申請書又は差額給付申請書の提出を受けたときは、給付の適否について審査を行い、適当と認めた者については心身障害者医療費給付決定通知書(<u>様式第11号</u>)により、給付を不適当と認めた者については心身障害者医療費給付却下通知書(<u>様式第12号</u>)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出)

- 第10条 条例第12条に規定する規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 受給資格者の住所及び氏名
  - (2) 被保険者名、加入者名又は組合員名
  - (3) 保険者名
  - (4) 記号·番号
  - (5) 附加給付金の内容
  - (6) 受給資格者の属する世帯の世帯主及び世帯員
  - (7) 受給資格者又は受給資格者の属する世帯の世帯主及び世帯員にかかる所得若しくは課税の状況
- 2 <u>前項各号</u>に掲げる事項の変更に係る届出は、心身障害者医療費受給資格変更届(<u>様式第13号</u>)により行うものとする。
- 3 <u>条例第12条</u>に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者行為傷病届(<u>様</u> <u>式第14号</u>)により行うものとする。
- 4 <u>条例第12条</u>の規定による受給資格を失ったときの届出は、心身障害者医療費受給資格喪失届(<u>様式第15号</u>)により行うものとする。

(再交付)

第11条 <u>条例第13条</u>の規定による申請は、心身障害者医療費受給資格証再交付申請書(<u>様式第16号</u>)により行うものとする。

(医療費の返還)

第12条 <u>条例第15条</u>の規定による医療費の返還命令は、心身障害者医療費返還通知書(<u>様式第17号</u>)により行うものとする。

(医療費支給台帳)

第13条 市長は、心身障害者医療費支給台帳(<u>様式第18号</u>)を備え、医療費の給付に関して必要な事項を記録しておかなければならない。

(その他)

第14条 この規則により定めるもののほか、心身障害者医療費の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
  - (経過措置)
- 2 この規則による改正後の<u>新見市心身障害者医療費給付条例施行規則(以下「新規則」という。)</u>の規定にかかわらず、この規則による施行日から令和6年6月30日までの間に行われる療養に要する費用についての<u>新規則第2条</u>の規定による負担上限月額の適用については、<u>新規則別表第2</u>中「44,400円」とあるのは「31,000円」と、「80,100円に総医療費の1%を加算した額」とあるのは「56,000円」と、「12,000円」とあるのは「8,000円」

- と、「6,000円」とあるのは「4,000円」と、「4,000円」とあるのは「1,400円」と、「2,000円」とあるのは「700円」と読み替えるものとする。
- 3 この規則による改正前の新見市重度心身障害者医療費給付条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 4 <u>別表第1</u>の適用に当たっては、<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項</u>中 「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有する者」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」とある のは「生計を一にする」と読み替えるものとする。
- 5 <u>別表第1</u>の低所得 II の項における所得割が課されない者に係る課税所得金額の算定に当たっては、<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項</u>及び<u>第2項</u>の規定による総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額からの控除後の金額から、<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項</u>の規定による控除対象者(<u>同項</u>中「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有する者」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えて適用する。)を扶養親族として有する者にあっては<u>同項第2号</u>の規定による合計額を控除した後の金額により算定するものとする。

附 則(平成19年3月23日規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月29日規則第42号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に受給資格証の交付を受けている者(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療制度の施行に伴い、規則別表第1の備考に規定する受給資格者と生計を一にする者が変更されることとなる者に限る。)に係る同備考の規定の適用については、平成20年6月30日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 この規則による改正前の新見市心身障害者医療費給付条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成21年3月31日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による施行日から平成24年3月31日までの間に行われる療養に要する費用についての規則第2条の規定による負担上限月額の適用については、規則別表第2中「44,400円」とあるのは「31,000円」と、「80,100円に総医療費の1%を加算した額」とあるのは「56,000円」と、「12,000円」とあるのは「8,000円」と、「6,000円」とあるのは「4,000円」と、「4,000円」とあるのは「1,400円」と、「2,000円」とあるのは「700円」と読み替えるものとする。
- 3 この規則による改正前の新見市心身障害者医療給付条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

附 則(平成21年9月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

附 則(平成22年3月25日規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月1日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による施行日から平成25年6月30日までの間に行われる療養に要する費用についての第2条の規定による負担上限月額の適用については、別表第2中「44,400円」とあるのは「31,000円」と、「80,100円に総医療費の1%を加算した額」とあるのは「56,000円」と、「12,000円」とあるのは「8,000円」と、「6,000円」とあるのは「4,000円」と、「4,000円」とあるのは「1,400円」と、「2,000円」とあるのは「700円」と読み替えるものとする。
- 3 この規則による改正前の新見市心身障害者医療給付条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

附 則(平成24年6月29日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新見市心身障害者医療費給付条例施行規則の規定にかかわらず、平成24年6月30日まで の間に療養を受けた月に係る別表第1の所得区分については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から平成24年7月31日までの間における別表第1の所得区分の適用に当たっては、高齢者の 医療の確保に関する法律施行令第7条第1項の規定が、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年 政令第430号)第4条の規定により、この規則の施行の日に改正されたものとして適用する。
- 4 前項の規定による別表第1の適用に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項中「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有する者」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えるものとする。
- 5 第3項による別表第1の低所得Ⅱの項における所得割が課されない者に係る課税所得金額の算定に当たっては、地方税法第314条の2第1項及び第2項の規定による総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額からの控除後の金額から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項の規定による控除対象者(同項中「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有する者」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えて適用する。)を扶養親族として有する者にあっては同項第2号の規定による合計額を控除した後の金額により算定するものとする。

附 則(平成25年6月28日規則第18号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前までに受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費給付申請の方法については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に発行されている改正前の新見市心身障害者医療費給付条例規則様式第3号による受給資格証は、第1条の規定による改正後の新見市心身障害者医療費給付条例施行規則様式第3号による受給資格証とみなす。
- 4 この規則による改正前の新見市心身障害者医療費給付条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成27年6月25日規則第22号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第29号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

附 則(平成28年4月19日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年6月13日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月16日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月8日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月30日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新見市心身障害者医療費給付条例施行規則の規定にかかわらず、令和3年6月30日まで の間に療養を受けた月に係る別表第1の所得区分については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から令和3年7月31日までの間における別表第1の所得区分の適用に当たっては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第270号)第6条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項の規定により算定するものとする。

附 則(令和4年5月20日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第37号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

所得区分

所得区分	左に係る受給資格者の区分
一定以上所得者	他のいずれの区分にも入らない受給資格者
一般	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者について、療養を受けた月の属する年の前年(療養を受けた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。)中の所得の額(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項の規定により算定した金額をいう。)が、それぞれ同条第2項に定める額未満である場合における当該受給資格者(低所得 $\Pi$ 及び低所得 $\Pi$ の区分に属する者を除く。)
低所得Ⅱ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、療養を受けた月の属する年度(療養を受けた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の <u>同法第292条第1項第2号</u> に掲げる所得割( <u>同法第328条</u> の規定によって課する所得割を除く。))を課されない者(本市の <u>条例</u> で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において <u>同法</u> の施行地に住所を有しない者を除く。以下「市町村民税所得割非課税者」という。)である場合における当該受給資格者(低所得 I の区分に属する者を除く。)
低所得 I	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、市町村民税所得割非課税者であり、かつ、療養を受けた月の属する年の前年中の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)が零である場合における当該受給資格者

## 備考

- 1 この表において「受給資格者と生計を一にする者」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって、かつ、健康保険法の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)又は当該受給資格者の加入している国民健康保険法及び高齢者医療確保法の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属する者に限る。)をいう。
- 2 この表の低所得 I の項における合計所得金額に<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項</u>に規定する給与所得又は<u>同法第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合、<u>同項</u>における合計所得金額については、<u>同法第28条第2項</u>の規定により計算した金額及び<u>同法第35条第2項第1号</u>の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)と<u>同項第2号</u>の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び<u>同条第1項</u>に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。

## 別表第2(第2条関係)

## 負担上限月額

所得区分	当該月における療養が外来療養(指定訪問 看護を含む。)のみの場合	当該月における療養が入院療養を含む場合
一定以上所得者	44, 400円	80,100円に総医療費の1%を加算した額
一般	12,000円	44, 400円
低所得Ⅱ	4,000円	12,000円
低所得 I	2,000円	6,000円

## 備考

本表において、「80,100円に総医療費の1%を加算した額」とは、80,100円と総医療費(条例第4条第1項に規定する総医療費をいい、その額が801,000円に満たないときは、801,000円)から801,000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額(この額に1円未満の端数がある場合において、その金額が50銭未満であるときはこれを切り捨て、その金額が50銭以上であるときはこれを1円に切り上げた額)との合算額をいう。

## 様式第1号(第4条関係)

## 心身障害者医療費受給資格証(交付・更新)申請書

年 月 日

## 新見市長 様

心身障害者医療費受給資格証の交付及び所得区分の認定を関係書類を添えて申請します。 なお、申請に当たり公簿により私の世帯の所得、国民健康保険の加入状況を確認される ことを承諾します。

また、高額療養費について貴市町村が過払いとなっている場合は、私が保険者から受領 した高額療養費のうち、過払い相当額を貴市町村へ支払います。

	フリガナ 氏 名	男 女 月日	31:	月 日 (満 歳)
申	住 所 〒 一	1	TEL ( )	
部門	交付申請事由	1 重度身体障害者(1級及び 2 重度知的障害者 3 知的障害・身体障害合併		
者	身体障害者手帳·療育 手 帳	手     帳     番     号       交     付     年     月     日       次回再認定(判定)年月日	年年	月日月日
	平成18年10月改正時 の心身障害者受給 資格証所持状況	<ol> <li>所持 2 不所持</li> <li>「所持」の場合の平成18年 養関係の状況</li> <li>被用者(社会)保険本人</li> </ol>		験加入及び扶

※裏面も記入してください。

ここから下の欄には記入しないでください

#### 市町村記入欄

申請受付年月日		進達年月日	交付決定	4年月日
所 得 制 限		該当	<ul> <li>非該当</li> </ul>	
前回所得区分	低所得 I	<ul> <li>低所得Ⅱ</li> </ul>	<ul><li>一般</li></ul>	<ul> <li>一定以上</li> </ul>
今回所得区分	低所得 I	<ul> <li>低所得Ⅱ</li> </ul>	<ul><li>一般</li></ul>	<ul><li>一定以上</li></ul>
所得確認書類	課税証明書	<ul> <li>非課税証明書</li> </ul>	・ その他(	)
前回の受給資格者	番号	今回の	受給資格者番号	
備考	·			

		き者又は 三の氏名				対象者	
	保険	種 別				験者の ・番 号	
	保 (発行	者 名 機 関 名 )		所	在地		
加	対象者	氏 名		住 所			
入屋	と同じ 医療	氏 名		住 所			
入医療保険	保険	氏 名		住 所			
保険	に加入し て	氏 名		住 所			
	いる者	氏 名		住 所			
	⟨¾1⟩	氏 名		住 所			
	附 加	給 付	有(内容:				)・無
	特定券受療証	長病療養 Eの有無	有・無 ※対象者 ください。	が証の	交付を	受けている	場合は、有に○を記入
世	<b>※</b> 1	氏 名		加入す	る医療	保険種別	
帯の	以外の	氏 名		加入す	る医療	保険種別	
状	世帯員	氏 名		加入す	る医療	保険種別	
況	⟨₩2⟩	氏 名		加入す	る医療	保険種別	
		負担制度 費の支給	有(制度名:				)・無

#### (記入上の注意点)

- 1 〈※1〉欄には、対象者と同じ医療保険に加入する人(被保険者、被扶養者)全員の氏名・ 住所を記入してください。
- 2 〈※2〉欄には、対象者と同一世帯であるが、別の医療保険に加入している人がいる場 合、その氏名を記入し、加入する医療保険の種別に○を記入してください。
- 3 医療保険種別 国保・協会管掌(協管健保)・日雇・組合管掌(組合健保)・共済組合・後 期高者医療等

## (添付書類)

## ○ 医療保険の保険証の写し

※対象者の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証など医療保険の加 入関係を示すものの写し。(カード型の被保険者証等については、その券面の写しが該当。 以下同じ。)

※あわせて、対象者と同じ医療保険に加入する人の名前が記載されている被保険者証・ 被扶養者証・組合員証など医療保険の加入関係を示すものの写し。

○ 市町村民税の課税・非課税証明書※〈※1〉欄のうち、対象者が加入する医療保険の保険料の算定対象となっている者(被 用者保険の場合は被保険者、国保の場合は被保険者全員)の課税・非課税証明書

※〈※2〉欄に記載した人全員の課税・非課税証明書

					心身障	害者医療費受給	資格証交付台	钟.				
受給資格者番号						(変更)		交付年月日	ár.	月	Н	
フリガナ								取得事由				
受給資格者氏名								有効期限(自)	年	月	H	
性別	生	:年月日	年	月	H			有効期限(至)	年	月	H	
保護者氏名								再交付年月日	年	Я	H	
統柄						_		再交付事由				
郵便番号	16	話番号						喪失年月日	年	Я	Ħ	
住所							(変更)	資格喪失事由				
							(変更)	回収年月日	年	Я	H	
							(変更)					
,												
被保険者 氏名						,		長期区分				
(世帯主) 住所								附加給付の有無				
保険種別							,	所得区分				
保険者名								変更年月日	年	月	H	
記号・番号								所得制限				
被保険者番号								他法による受給				
取得年月日	áp.	月 1	1									

## 様式第3号(第4条関係)

## 心身障害者医療費受給資格証

表面

775. 4M	A MY LL N AN	/ET INC	. dri	35.3	148 I	111 -	- 1 3	9 5 1		
	の際は必ず 証が使える									<b>膏護ステ</b> ー
	だけです。		., 21	11 100	122.000	Selba	ж		1001110-1	4102
			岡	-	山	県				
	25.6	レド音	生 4	針 医	症 患	声 4	A 22s	按	ta:	1 l
	10. 3	2 lode	II 1	1 12	20K JQ	× 1	51 JU	111	HIL.	_
/\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	費負担者番	. п.	8	0	3	3			_	1
23	以具担有金	77	0	-	3	3	_			1
受利	給資格者番	号								
受	住	所								
受給資格者	氏	名							Щ	· 女
格										
者	生年月	日					年		月	日生
#	羽負担金の害	10				1	割			
D	か対に正へいり	1 [				1	H.I			
_ :	部負担金	Ø	外	来						円
	額上限		入	院						Д
$\vdash$		_		jou	/r:			-	から	12
有	効 期	間			年年		月 月		かりまで	
Н.										1 200
_	上記の者の受 −部負担金を									5、上記
"	年		1		, 4	EL C.	H()III (		7 0	
	4-	<i>)</i> :	1	П						
		岡山	r III.	新見	市長					印
<u> </u>		led by	1215	4770	.,,,,,					
保修	食医療機関・	保修	食薬局	・指	定訪	問看記	護事業	養者	の方~	\
	の証により									
	を領し、この									
6,	レセプトに	. d. !	/、淮	r重文	144度	判へ	月水し	- (	1/20	- V '0

#### 注 意 事 項

- 1 この証は、心身障害者医療費の助成を受けることができる証ですか ら大切に保持してください。
- 2 受診の際は、保険証と一緒に、必ずこの証を医療機関(薬局・訪問 看護ステーションを含む。以下同じ。)の窓口に提出してください。 なお、この証を医療機関の窓口に提出しない場合は、心身障害者医 療費助成の取り扱いは受けられないので、特に注意してください。
- 3 この証の記載事項や加入する医療保険に変更があったとき、又は交 通事故など第三者の行為によって生じた病気やけがで受診の際は、す みやかにその旨を本市へ届け出てください。
- 4 心身障害者医療費の助成を受ける資格を失ったときは、すみやかに その旨を本市へ届け出るとともに、この証を返還してください。
- 5 この証は、他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはいけません。
- 6 いつわりその他不正の行為により助成を受けたときは、費用の返還 をさせられることがあります。
- 7 県外の医療機関で受診したときや県内の医療機関で現物給付により診療を受けられなかったときは、心身障害者医療費給付申請書に医療機関から受領した領収証を添えて本市の心身障害者医療担当窓口へ償還給付の申請を行ってください。
- 8 複数の医療機関の窓口で支払った額が、一部負担金の月額上限額を 超える場合は、本市又は保険者に請求すると償還給付されますので、 7に準じて申請してください。
- 9 自立支援医療など国の公費医療制度が適用される場合は、それらの 国の公費医療が優先適用されます。
- 10 本市外へ転出した場合は、この証は使用できません。
- 11 お問い合わせ先 新見市福祉課

様式第4号(第4条関係)

第 号 日

様

新見市長

## 心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書

年 月 日付けで申請された心身障害者医療費受給資格証交付申請について は、下記の理由により申請を却下します。

記

(理由)

## 不服の申し立て

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新見市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新見市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 様式第5号(第5条関係)

					4È	身障	害者医療	療費一部	邻負担	金減	免申	1請き	š	
受	給資	格格	者番	号										
受	氏			名										
給資格	生	年	月	日					年		月	]	E	1
者	住	所(原	居住:	地)										
傷		病		名										
発症		は負債	<b>怎</b> 年月	日					年		月		F	1
減	額、	免书	余 の	別				诚	額			免	除	
申	計	Ø	理	由										
す。		のと	おり書	関係:	<b>告類</b>	を添え	.て心身	'障害者	医療の	)一音	羽負	担金	:の減	(発除)を申請しま
			年	J	]	Ħ								
									申請者	f (J	生 居住 氏	地)		
*	新見ī	市長		杉	Ř									

## 様式第6号(第5条関係)

													穷	育		号	
													4	E	月	日	
				Æ.	身障害	宇者医	療費-	部分	負担金	<b>企減</b>	免証明書	F					
受	給資格	各者番	- 号														
受从	氏		名														
給資格	生 年	: 月	日						年		月	日					
者	住所	(居住	地)														
減	額、免	除の	別			ì	喊 額	(			円)、	外	è	除			
右	効	期	間	自			年		月		日						
71	294	791	IHJ	至			年		月		日						
	上記のと ナる。	:おり	心身	章害	者医療	の一言	部負担	金の	減額	(免	除) して	いるも	5 σ.	つで	あるこ	ことを	証
		年	J	1	日												
										新り	見市長					ÉD	]

様式第7号(第5条関係)

## 心身障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿

交付年月日	交付番号	受給資格者 番 号	受給資格者名	住(居	住	所 地)	減免の別及び 減額した額	捌		間	W	考
								自 至	:	:		

様式第8号(第8条関係)

## 心身障害者医療費給付申請書

年 月 日

月 日

	新.	見市	i長	様																
						給付を申記														
àrr						必要な場合	7、公簿	こよりね	仏の	世帯の	所得	並び	2国	民健原	<b>E</b> 保険 <i>I</i>	とび後期	高齢	者医療制	制度の加	11入状
łχ	21	唯談	8されるこ	. E &	<b>承</b> 諾	します。														
	# #	清	皆 氏 名										受給	合資格 続	者と 柄					
$\vdash$				₹	-	_							TEL	45-0	(	)				
'	ļi ji	清	者 住 所																	
$\vdash$		Т	フリ:	ガナ	-								mb.	\$4 (25 j	各者の					
5	を資	Ę	氏	4	í .										月日	1		年	月	日
翁	格者	ř	加入保険	食者名	;			保	B	ĝ.					単県公	費受給		1 1	: :	-
L			(会社	名)				記号	番号	亨					資格	者番号				
i	<b>含</b>	瘀	年月	4	Ē	月分 ※	複数の医	療機関	等の	)申請が	ぶあ	る場合	は、	別頁	にこの	欄のみ記	己入く	ださい	۸,	
E	医拼	そ機	関等の名	称☆							所	在:	地							
*	(保)	険医	療機関、	保険	薬局、	. 訪問看記	<b></b> 歩ステー	ション	、柔	道整復	施術	所等	の名	称、月	近在地?	を記入し	てく	ださい。		
Г																	保	験		
	3	是診	科   7	人・外	-		請求其	月間				発	行日			合計	,,,	1	負担額	
																				円
1																				円
1																				円
1																				円
1																				円
3	《領	収.	正又は療法	美費支	給決	定通知書	を添付し	てくだ	'さい	١.	Г		計				円			円
×	ĶΓ	入	<ul><li>外」区分</li></ul>	分の「	外」	には、指	定訪問看	護も含	みま	す。										
			金融機関	の名	称(	(		)銀行	・信	用金庫	• 農	協(				)本店・	支店	・支所		
	П		口座種	別	ع	普 通	35 A			口座	番号	<u>.</u>								
	座番		口座	番	号	当 座	預 金													
1	号		フ リ	ガ	ナ															
			名 義		人															
_		_																		
	Т		診療年	月			受	給資	格者	番号										
			医療機関	等コ・	ード						入	外								_
			加入保	_	6号					被保	険者	作番:	를					1 1	1 1	
			決定点																	
큐	į į	<del>明</del>	金額	_	- AC H		+ + -	-		: 10	9%		- 6/	N/-Esto		1				
朴	1 2	給付決定	性別	4	年月	1 1 1		70° 40°	ele:	養費	数	34-75	_	合付割		Salls Aur	es io	135 101 7	- 18th Afric	VIEL GA
ni A	3   '	E	総医療	費 (	(A)	窓口負担	l額 (B)			<b>共</b> 五 银度額		法公 額(月			単県2 額(月		負担	中原2	公費價 (E)	逐和
計劃和高入相談	ì							10	(C)	74.5K 194		費番						1.1 405	(F)	
*	•				円		円		(0)	円	23	贝爾	9.1	<u>;</u> 円	71	来・合第	円			円
	3	ds.	課士	5		長補佐		長		主査			係		シュ	マテム人		4	出命令	
	£	决	HAT 1	~	R/K	DC HILLE	DIS	pt.	-	-t- 15			PF		-//	-/ -/\	- 3		Pertida la	

※(E)欄は、一部負担額に達しない場合はその額を記入してください。(F)欄がマイナスにならないように留意。

※(現物化されない)他法公費に該当する場合は、(F)=(D)-(E) ※(D)欄に他法公費番号を記入のこと。 ※高額療養費に該当し、他法公費に該当しない場合は、(F)=(C)-(E) ※高額療養費及び他法公費に該当しない場合は、(F)=(B)-(E)

裁

## 様式第9号(第8条関係)

証 明 願 年 月 H 保険者 新見市長 様 (被保険者) 住 所 氏 名 老人保健法の規定による医療費 の支給を受けたことを証明してくださ 次のとおり 療養費(家族療養費) V. 被保険者証 老人保健法 (健康手帳) 受給者氏名 医療機関等 給 付 期 間 給付金額 による一部 の記号番号 負担金額 円 円 年 月 自 日 至 月 日 看護・移送・治療材料・柔道整復・感染症の疾病 給付内容 保険医療機関以外・緊急受療・その他 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 保険者 所在地 印 新見市長

(注) 心身障害者医療費を市町村へ請求する場合は、保険者から交付された療養費(家族療養費)の「支給決定通知書」を添付することとし、「支給決定通知書」を紛失する等お 手もとにない場合のみこの証明顧用紙を使用してください。

## 様式第10号(第8条関係)

## 心身障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書

					号	診療年月	
					名	生年月日	
加	入	保	険	者	名		
被保	<b> </b> 険	証の	の記り	身・	番号		

病院・診療所・薬局等の名称 フ	外 療	後を受けたタ	期間	総医療費
所 在 地		傷病名		窓口支払額
		から	日間	
		から	日間	
		から	日間	
		から	日間	
※上記の欄が足りない場合は(継	紙)に記入してく	ださい。	計 (A)	

負担割合	所得区分	単県公	、費-	部負担	担額(月額)	(B)	円
		支	給	額	(A)	— (B)	円

上記のとおり、医	医療費の給付を申請し	ます。				
なお、受給資格の	)確認に必要な場合、	公簿により所行	得を確認され	いること	を承認	します。
				年	月	日
新見市長	様					
		with a state which	E.S maged			

申請者 住所 電話番号

氏名 受給資格者との続柄

	名 称		支店・支所	
振込指定 金融機関	種 別	フリガナ		
	口座番号	口座名義人		

※病院・診療所・薬局等の領収証を、この申請書に添付して下さい。

様式第11号(第9条関係)

第 号 年 月 日

(申請者)

住所

氏名

様

新見市長

印

#### 心身障害者医療費給付決定通知書

先に申請のありました心身障害者医療費給付については、下記のとおり給付することとなったので、お知らせします。

受 給 資 格	者 番 号	受 給	資 格 者	名
診療年月	申請年月日	申	部門	額
決定年月日	支 給 判 定 支 給	支	給	額
遡及	額			
差 引 支 給	決 定 額			
支 払 方 法	支払(振込)年月日			

## 不服の申し立て

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新見市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して6か月以内に、新見市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上 記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する 裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの 訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審 査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した 後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がありま す。

様式第12号(第9条関係)

第 月 H

(申請者)

住所

氏名 様

新見市長

印

## 心身障害者医療費給付却下通知書

先に申請のありました心身障害者医療費給付については、下記のとおり却下しますので、お 知らせします。

受 給 資 格	者 番 号	受 給	資格	5 名
診療年月	申請年月日	申	部門	額
決定年月日	支 給 判 定 不支給	支	給	額
遡及				
差引支給	決定額			
支 払 方 法	支払(振込)年月日			

## 不服の申し立て

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に、新見市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日か ら起算して6か月以内に、新見市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができま す。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分 の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の 期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から 起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起するこ とが認められる場合があります。

## 様式第 13 号(第 10 条関係)

		心	身障害者医療費受給資格	変更	[届			
幕	<b>听見市長</b> 様					年	月	Ħ
			届出人	住氏				
受	給 資 格 者 番	号						
受給	氏	名						
和資格	生 年 月	H	年		月	Ħ		
者	住 所 (居 住	地)						
	<b>『</b> 事項 氏名	変						
	住所 加入保険関係	更						
	1)被保険者名 2)保険者名	前						
	3)記号番号 4)附加給付の内容	変						
4	5)その他 老人保健法による医	更						
	受給者証番号	後						
変	更 年 月 日		年		月	日		

<sup>※</sup>心身障害者医療費受給資格証及び保険証(被保険者証又は組合員証)を添えて提出してく ださい。

## 様式第 14 号(第 10 条関係)

					第	三日	者 行	為	傷病	届						
th	se to e			100									年	月	日	
*	所見市長			休					届出人	住所						
					氏		名		性別	4	E年.	月日			格者	
	受 給	資	格	者					男・女	,	年	月	Ħ			
		住		所												
	加害者	氏		名												
		生	年月	日												
	被害	Ø	内	容												
	傷病	Ø	状	況												

- (注) 1 警察署で事故証明書を作成してもらい、この届けに添えて提出してください。
  - 2 示談成立のときは、示談書の写しを添えて提出してください。

## 様式第 15 号(第 10 条関係)

# 心身障害者医療費受給資格喪失届 年 月 日 新見市長 様 申請者 住所 氏名 受給資格証 氏 名 性別 生年月日 記号・番号 対 象 者 年 月 日 男・女 1 市町村へ転出 2 治癒 資格喪失の理由 3 死亡 4 他の医療給付を受ける 5 その他 資格喪失年月日 年 月 日

(注) 受給資格証を添えて提出してください。

## 様式第 16 号(第 11 条関係)

		心身障	害者医療費	受給資格	証再交付	付申請	些			
	×8 + 6	100						年	月	Ħ
*	<b>新見市長</b>	禄								
				Ħ	請者	住所 氏名				
	申請者	氏	名	性別		生年月	Ħ			資格証 ・番号
	(受給資格者)			男・女	,	年 .	月	日		
	紛失(破損) 理 由									
	被保険者又は			加入医	<b>癖保險</b>	名	称			
	組合員氏名			/AI/AIA	ON IVIN	記号	番号			
	老人保健法によ	こる医療受給	給者証番号	市町村						
				受給者	首番 号					

(注) 破損の場合は、旧受給資格証を添えて提出してください。

様	式第17号(第12条関	係)											
											第 年	月	号日
		様											
								新見市	長				印
			ιĽ	/身障	害者	<b>予</b> 医療	費返送	麗通知書					
为	このことについて ロします。	、さき	に下	記医療	<b>长費</b>	を支給	しま	したが、	返证	量して	くださ	います	よう通
						記							
1	医療費	支	給	年	月	Ħ		支	٤	給	金	額	
													円
2	返還理由												
3	返還金納付期日			年		月	日						
4	返還金納付場所												

(注) この通知書を必ずご持参ください。

# 様式第18号(第13条関係)

<b>党负担者委号</b> 市町村名						do not also de	* 40 40 40				Michigan Co.
	American Military	5 AV -8 77			心身障害		文和台東	I should be store .	*	月 支給	
受給資格者番号	加入保护	负者番号		∥⊐− F	総医療費	在総許等	ALAD I PHAIR	申請年月日		振込先金	融機裝名
と 給 資 格 者 名 新得区分	記号:	- 音号	(E), 800 B	見 名	診療報酬額 一部負担金	他法公費額	包担上限額	支給決定年月日	alia era ribr 6.6 alias	刑金種別	日報書
57特区分 住 所	生年月日 性 別	長期	診療年月 算定年月	入外等	一部到担望 窓口支払額	性法22賢御	給 仕 額	遊及類 支払額	窓口支給額 口原振込額	名義	A 8)
12 19	72. 35	18 M	暴走平月	401-1247.2			60 11 80	又如朝	HARRISH	- 24	25
			_								
		1									
											,
								$\overline{}$			
-											
								$\overline{}$			
-											
-								-			

様式第19号(第14条関係)

委 任 状

受任者 新見市長 様

上記の者に対して、次の事項を委任します。

私の被扶養者である の 年 月 日以降の療養に係る 家族療養費付加金の受領に関すること。ただし、保険者が当該療養に係る家族療養費に相 当する金額を保険医療機関等に支払う場合であって、かつ、新見市心身障害者医療費給付 条例の規定により が保険の自己負担分を当該保険医療機関等に支払 う場合に限ること。

年 月 日

(被保険者記号番号 第 号)